

○刈谷市都市計画法に基づく開発行為等の許可に関する基準を定める条例

平成26年12月24日条例第34号

刈谷市都市計画法に基づく開発行為等の許可に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第34条第12号及び都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下「令」という。）第36条第1項第3号ハの規定に基づき、市街化調整区域における開発行為等の許可に関する基準を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(法第34条第12号の規定により条例で定める開発行為)

第3条 法第34条第12号の規定により条例で定める開発行為は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する開発行為とする。

- (1) 開発区域に、令第29条の9各号に掲げる区域として市長が認める区域を含まないこと。
- (2) 法第18条の2第1項の規定により定められた基本方針において工業の用に供する土地として利用を図ることとされている土地の区域のうち、市長が指定する土地の区域内において行うこと。
- (3) 市長が定める工場又は研究所のうち適当と認めるもので、自己の業務の用に供するものを建築する目的で行うこと。
- (4) 開発区域の規模が、開発区域内において予定される建築物（以下「予定建築物」という。）をその用に供する事業の計画に照らし適正なものであり、0.3ヘクタール以上5ヘクタール（開発行為が完了するまでの間に、開発区域が法第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画の区域（法第12条の5第2項第1号に掲げる地区整備計画が定められている区域に限る。）内となることが確実であると見込まれる場合にあつては、20ヘクタール）未満であること。
- (5) 予定建築物の敷地の主たる出入口が面する道路の幅員が、9メートル（当該予定建築物の敷地面積が1ヘクタール未満である場合にあつては、6メートル）以上であること。
- (6) 開発区域周辺の土地利用上支障がなく、かつ、周辺の環境に悪影響を及ぼさないと認められること。
- (7) 開発を行うために他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

(令第36条第1項第3号ハの規定により条例で定める建築物の新築等)

第4条 令第36条第1項第3号ハの規定により条例で定める建築物の新築、改築又は用途の変更(以下「新築等」という。)は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する建築物の新築等とする。

- (1) 建築物の新築等を行う土地の区域に、令第29条の9各号に掲げる区域として市長が認める区域を含まないこと。
- (2) 前条第2号に規定する土地の区域内において行うこと。
- (3) 前条第3号に規定する工場又は研究所で、自己の業務の用に供するものの新築等であること。
- (4) 新築等を行う建築物の敷地の規模が、当該建築物をその用に供する事業の計画に照らし適正なものであり、0.3ヘクタール以上5ヘクタール(建築物の新築等が完了するまでの間に、当該建築物の敷地が法第12条の4第1項第1号に掲げる地区計画の区域(法第12条の5第2項第1号に掲げる地区整備計画が定められている区域に限る。)内となることが確実であると見込まれる場合にあつては、20ヘクタール)未満であること。
- (5) 新築等を行う建築物の敷地の主たる出入口が面する道路の幅員が、9メートル(当該建築物の敷地面積が1ヘクタール未満である場合にあつては、6メートル)以上であること。
- (6) 建築物の新築等を行う土地の区域周辺の土地利用上支障がなく、かつ、周辺的环境に悪影響を及ぼさないと認められること。
- (7) 建築物の新築等を行うために他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月28日条例第10号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月23日条例第22号)

この条例中第3条第2号の改正規定は公布の日から、第3条第1号及び第4条第1号の改正規定は令和4年4月1日から施行する。